

令和2年2月27日  
令和2年3月2日更新  
令和2年3月11日更新  
令和2年3月26日更新  
令和2年5月1日更新  
令和2年5月7日更新  
令和2年5月29日更新

教職員各位

### 「新型コロナウイルス」への対応等について

こちらの内容は、現在の状況に応じて新型コロナウイルスの情報をもとに示しています。日々状況が変化しますので、Webに掲載する更新内容を定期的に確認するようにお願いします。

#### 1. 新型コロナウイルスを防ぐには

○日常生活で気をつけること。

- ・感染予防として、まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- ・咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。
- ・できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

#### 2. 感染の可能性がある場合は

- ・発熱などの風邪症状がある場合は、仕事を休んでいただき、自宅等で待機してください。
- ・現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い相談状況であり、インフルエンザ等の心配があるときは、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。
- ・次の症状がある方は、「県民サポートセンター」または「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

~~・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている者  
(解熱剤を飲み続けなければならない者も同様です)~~  
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者  
※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター TEL:0570-783-770 (24時間受付)

新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談窓口について(埼玉県)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus2.html>

一般的なお問い合わせ等について

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口電話番号0120-565653(フリーダイヤル)

受付時間9:00~21:00(土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### 3. 感染した場合、濃厚接触者※1となった可能性がある場合、または保健所等から濃厚接触者と判断された場合

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者※1となった可能性がある者、または保健所等から濃厚接触者と判断された者は、下記の《感染した場合、濃厚接触者となった可能性がある場合、保健所等から濃厚接触者と判断された場合の連絡先》に記載の「保健センター」と「所属の総務担当係等」へ必ず連絡してください。保健所等から濃厚接触者と判断された場合は、感染者と接触した日から14日間、自宅待機するとともに外出を自粛し、体温と症状についての健康チェックを行ってください。

感染した場合は、「県民サポートセンター」または「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関等の指示に従ってください。また、下記の《感染した場合、濃厚接触者となった可能性がある場合※1、保健所等から濃厚接触者と判断された場合》に記載の「保健センター」と「所属の総務担当係等」へ必ずご連絡ください。

※1「濃厚接触者」とは、

- ①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、
- ②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、
- ③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

#### 《感染した場合、濃厚接触者となった可能性がある場合、保健所等から濃厚接触者と判断された場合の連絡先》

保健センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・048-854-5356

学部・研究科に所属されている方・・・・・・・・部局支援係：048-829-7044

教育機構に所属されている方・・・・・・・・教育企画課総務担当係：048-858-9023

研究機構に所属されている方・・・・・・・・研究推進課：048-858-3010

国際本部に所属されている方・・・・・・・・国際室：048-858-3908

### 4. 就業上の取扱について

(1) 発熱などの風邪症状により、自宅等で待機する場合の就業上の取り扱いは次のとおりとします。

＜常勤教職員＞

埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第17号の特別休暇を取得して待機してください。

＜非常勤教職員＞

埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条第1項第4号の年次休暇以外の休暇（有給）を取得して待機してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症が、政令により「指定感染症」として指定されたことに伴い、感染した場合の就業上の取り扱いは次のとおりとします。

①「就業禁止」とし、就業禁止期間は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、都道府県知事の勧告等による期間とします。

②就業禁止期間中の取り扱いは、次のとおりです。

＜常勤教職員＞

埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第17号の特別休暇を取得して、医療機関等の指示に従い療養してください。

＜非常勤教職員＞

埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条第1項第4号の年次休暇以外の休暇（有給）を取得

して、医療機関等の指示に従い療養してください。

(3) 保健所等から濃厚接触者と判断された場合の就業上の取り扱いは次のとおりとします。

<常勤教職員>

埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第17号の特別休暇を取得してください。

<非常勤教職員>

埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条第1項第4号の年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。

(4) 小学校等の一斉臨時休業（分散登校を含む）に伴い、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）又は特別支援学校若しくは学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する子を養育する教職員が、その子の養育のためやむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合の就業上の取り扱いは次のとおりとします。

※「その子の養育のため」には、次の事由を含みます。

・小学校等に子を預けるための送迎

<常勤教職員>

埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第17号の特別休暇を取得してください。

<非常勤教職員>

埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条第1項第4号の年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。

なお、上記の休暇を請求する場合には、事前に請求するとともに、①子の氏名及び学年並びに子が在籍する学校等の名称、②子の養育をする者が休暇の請求者以外にいないことに関する説明を必要とします。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに請求してください。

(5) 本学教育学部附属学校園に勤務する非常勤教職員において、当該附属学校園の一斉臨時休業により勤務を要しないことと認められる場合の就業上の取り扱いは次のとおりとします。

<非常勤教職員>

埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則第18条第1項第4号の年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。

**【本件担当】**

国立大学法人埼玉大学  
総務部総務課（危機管理室担当）

TEL：048-858-3928

FAX：048-858-9057

**【就業上の取扱に関する問い合わせ先】**

国立大学法人埼玉大学  
総務部人事課教職員係

TEL：048-858-9629

FAX：048-858-3678